

この点については、前掲拙共著『民衆と天皇』も参照のこと。

※本稿は坂田聡氏を研究代表者とする科学研究費助成金（基盤B・研究課題番号：24320130）、筆者を研究代表者とする科学研究費助成金（若手B・研究課題番号：15K10835）、筆者を研究代表者とするとうきゅう環境財団研究助成金（学術研究・研究課題番号第2015100号）による研究成果の一部である。

- 19 「法令全書」明治四年、太政官布告第四〇九号。  
山国およびその周辺地域でとれた鮎は「山国鮎」の名称で市場に売り出されていたという。この点については山崎氏前掲論文参照のこと。
- 21 現在確認できている山国地域の地方文書を見る限り、網役に関わる争論は、寛政五年に一件（のちに本稿でも言及する）、文化年間に四件（本稿で検討した三件のほか、文化十三年にも一件起こっている）と頻発したのちは、天保期に一件、そして第三章で検討する嘉永六年に一件と二件が数えられるのみである。山崎氏前掲論文所収の表一を参照のこと。
- 22 「辻健家文書」二四―二三三。
- 23 引用した願書の省略部にこの寛政五年の争論について言及した箇所があり、七ヶ村の上層百姓が寛政五年争論の顛末を把握した上でこの争論に臨んでいる様子が窺える。
- 24 なお、『旧高田領取調帳』によれば神吉上村は篠山藩領となつている。同村内に京都代官所支配領があるとされているのは、この嘉永六年の時点では相給領だったのか、あるいは隣村の神吉下村（『旧高田領取調帳』では旗本武田氏所領）を含めて一村と捉えているのか、いずれかの理由によると思われるが、詳細は不明とせざるを得ない。
- 25 「辻健家文書」二四―二二八。
- 26 「井本正成家文書」五一―二一六五。
- 27 なお、京都代官所がいつ廃止となったのかは詳らかにしがないが、『京都町触集成』第十三卷（岩波書店、一九八七年）に、官方堂上方・中大夫以下知行所ならびに社寺領の公事や政務に関わる業務は今後すべて府県において取り扱う旨を伝える明治元年十一月行政官名義の文書が所載されていることから（同巻史料番号七一七、七一八）、この頃までは代官所としての業務は継続されていたものと判断できる。
- 28 「辻健家文書」十六―三。なお、後者の献上金に関して付言すれば、当初代官所は借金証文への山国禁裏御料七ヶ村の調印を求め、それを七ヶ村側が拒否すると、今度は金千両の借用、それを断ると次には金五百両の借用を要請してきた。金一五〇両の献金は、相次ぐ要請に困却した七ヶ村側が「百両計差上切二御断申出」るために献上したものであった。

- ておく。
- 6 上田長生『幕末維新期の陵墓と社会』（思文閣出版、二〇一二年）。引用は同五頁。
- 7 前掲拙共著『民衆と天皇』。
- 8 上田氏前掲書、五〜六頁。
- 9 山崎圭「近世の名主仲間と鮎漁・網株・鮎献上」（坂田聡編『禁裏領山国荘』高志書院、二〇〇九年、所収）。
- 10 「辻健家文書」十六―一。なお、「辻健家文書」については、坂田聡氏を代表者とする山国荘調査団において史料をデジタルカメラで選択撮影した画像データを一括保管している。閲覧を希望する場合は同調査団のホームページ (<http://yamaguni.blogspot.jp>) を通じて申請をお願いしたい。
- 11 たとえば、文化七年に山国禁裏御料七ヶ村から京都代官小堀正徳宛に出された文書によれば、前年の文化六年に塩鮎四〇〇疋を納めなかったことに対し、七年になって御所より「禁裏様御霊会御用ニ付塩鮎四百疋去巳年者不相納候、当年ハ可相納候様ニ有之哉村々申合否哉急々取調早々可申出」との仰せがあったという。塩鮎が御霊会の儀式で使用されるようになっていたことが窺える。「辻健家文書」二四―二〇六。
- 12 同右。
- 13 「辻健家文書」十六―一。
- 14 「辻健家文書」二四―二〇二。
- 15 「辻健家文書」二四―二一五ほか。
- 16 たとえば、「井本正成家文書」には「万延元年 御用上ヶ鮎割賦帳」と題された史料があり、ここでは京都やそのほかの地域から購入した鮎数とその金額が記され、それを七ヶ村へ網株名主の在任者数を基準に割り当てている（「井本正成家文書」四―一四）。「井本正成家文書」の閲覧法については注10に同じ。
- 17 「辻健家文書」二四―二三。
- 18 この点、前掲拙著『十九世紀民衆の歴史意識・由緒と天皇』第九章も参照のこと。

ているであろう。

とはいえ、筆者は地域社会における天皇・朝廷権威の脆弱性を述べたいのではない。筆者が主張したいのは、近世期の天皇・朝廷が、幕府や藩による承認・公認があつてはじめて権威となり得たものである以上、その権威とは幕藩制社会の中でしか機能し得ない、その意味で優れて時代的な産物だった、という点である。そして、そのような性格の権威である以上、それに依拠しようとする限り、幕藩制社会そのものを否定・相対化するような視座が生まれてくるのは難しい。七ヶ村名主が、王政復古クーデター後にあつてもなお御所と代官所の双方へ謁献上を行っていたという事実は、そのことを示唆しているのではないだろうか。近世後期地域社会における天皇・朝廷権威の浮上は、後期水戸学や国学を理論的根拠として幕末期に展開される一連の政治運動とは直接的には結びつかないものであり、明治維新後の天皇制の展開を下支えするような要素ともなり得なかつたことを強調し<sup>29</sup>、本稿を閉じたい。

- 1 伊藤孝幸『交代寄合高木家の研究』（清文堂出版、二〇〇四年）井上智勝『近世の寺社と朝廷組織』（吉川弘文館、二〇〇七年）、西村慎太郎『近世朝廷社会と地下官人』（吉川弘文館、二〇〇八年）、間瀬久美子「近世の民衆と天皇」（藤井駿 先生喜寿記念会編『岡山の歴史と文化』福武書店、一九八三年、所収）、同「意識のなかの身分制」（朝尾直弘編『日本の近世』七、中央公論社、一九九二年、所収）、山口和夫「職人受領の近世的展開」（『日本歴史』五〇五、一九九〇年）、鍛治宏介「江戸時代中期の陵墓と社会」（『日本史研究』五二二、二〇〇六年）、拙著『十九世紀民衆の歴史意識・由緒と天皇』（校倉書房、二〇一一年）、拙共著（坂田聡氏との共著）『民衆と天皇』（高志書院、二〇一四年）など。
- 2 平川新『伝説のなかの神』（吉川弘文館、一九九三年）、前掲拙著『十九世紀民衆の歴史意識・由緒と天皇』など。
- 3 高埜利彦『近世の朝廷と宗教』（吉川弘文館、二〇一四年）。
- 4 藤田覚『幕末の天皇』（講談社選書メチエ、一九九四年）、同『近世政治史と天皇』（吉川弘文館、一九九八年）。
- 5 さしあたり、井上勲『王政復古』（中公新書、一九九一年）、家近良樹『江戸幕府崩壊』（講談社学術文庫、二〇一四年）をあけ

官所の対応の変化は何によって生じたものなのか、確証だったことはいえないが、現時点で指摘できることとして、京都代官所が前年の嘉永五年より七ヶ村を含めた支配領一円に年頭・八朔御礼に参上するよう求めてきたこと、本論と同じ六年に代官所から七ヶ村へ借金返済への協力要請があり、七ヶ村側からはそれに応じる形で金一五〇両を献金した、という事実がある<sup>28</sup>。この時期、京都代官所の財政は極めて深刻な状態に陥っていたのであり、そして、そのような状態にあったからこそ、代官所に運上銀を納めている神吉上村を後押しした方が、七ヶ村名主達を後押しするよりもメリットがあると役人達は判断したのではないだろうか。

いずれにせよ、大堰川下流村落からも認知されるに至っていた七ヶ村名主達の大堰川鮎漁に関する特権は、代官所が従来からの態度を改めたことによって後退を余儀なくされた。以後、彼らは、天皇・朝廷と代官所の双方に依拠することで、鮎漁を少しでも有利な形で展開できるよう尽力する。近世後期の地域社会において天皇・朝廷は、唯一無二の権威として立ち現れたわけでは決してなく、あくまで選択肢の一つにすぎなかったのである。

おわりに

以上、本論では、禁裏御料であった丹波国桑田郡山国郷の七ヶ村名主を中心に行われていた網役とそれに伴う大堰川鮎漁に関する特権について、文化期を中心とするその定着の過程と、嘉永期におけるその後退について見てきた。そこでの検討を踏まえ、最後に近世後期の地域社会における天皇・朝廷権威の位置についてまとめることとする。

七ヶ村名主にとつての天皇・朝廷権威、網役に伴う大堰川筋での鮎漁に関わる特権を保障していたものとは何であったか。本稿の検討によれば、それは京都代官所であった。代官所が後押しをする限り、七ヶ村は地域社会の中で鮎漁に関する特権を保持し続けることができ、そして、代官所が七ヶ村の後押しをやめた時、その特権は大きく後退した。近世後期の地域社会における天皇・朝廷権威なるものは、天皇・朝廷と繋がりを保持しただけでは意味をなさず、幕府や藩といった武家方の承認・公認を得てはじめて権威として浮上し得るものであったことを、本稿の検討は示し

ど、詳しいことはよくわからない。また、塩鮎ではなく焼鮎が献上されていることの意味についても、現状では不明とせざるを得ない。とはいえ、嘉永六年から京都代官所の業務が停止される慶応四年に至るまでの十六年の間、京都代官所関係者へ鮎献上が継続的に行われたという事実は重要であろう<sup>27</sup>。七ヶ村名主達は、神吉上村の争論を通じ、大堰川筋での鮎漁を自己に有利な形で実施していくためには京都代官所の支持を得なければならぬことを深く認識し、同所に対しても鮎献上を行うこととしたのである。

以上、嘉永六年の争論について見てきた。ここで思い起こしたいのは、前章の第三節で検討した、文化九年の七ヶ村と船井郡佐切村・越方村との申し合わせである。この申し合わせの過程で京都代官所は、七ヶ村の網役のための鮎漁を、代官所へ運上銀を上納しようとする佐切村・越方村の鮎漁よりも優先されるべきものとして位置づけていた。京都代

【表二】 京都代官所へ鮎献上一覧

年	献上鮎詳細
嘉永6年 (1853)	元締4人、蔵方3人へ塩鮎10疋ずつ別途進上
嘉永7年 (1854)	元締室様へ「格別御骨折故」鮎100疋進上。御蔵方3人へ30疋ずつ進上
安政2年 (1855)	不明
安政3年 (1856)	生鮎50疋、焼鮎150疋を献上
安政4年 (1857)	不明
安政5年 (1858)	生鮎40疋、塩鮎250疋を御見舞として献上
安政6年 (1859)	塩鮎216疋、御蔵方・元締計5人へ15疋ずつ別途献上
万延元年 (1860)	「京都代官小堀様御役人衆」へ60疋進上
文久元年 (1861)	生鮎50疋、焼鮎200疋を献上
文久2年 (1862)	生鮎150疋、焼鮎50疋進上
文久3年 (1863)	生鮎150疋、焼鮎100疋進上
元治元年 (1864)	焼鮎160疋献上
慶応元年 (1865)	生鮎60疋、焼鮎163疋献上
慶応2年 (1866)	焼鮎230疋献上。「右焼鮎当年之儀者少シ間違ニ付生鮎者献上不仕」
慶応3年 (1867)	焼鮎1,000疋、小堀様手代衆へ塩鮎105疋献上
慶応4年 (1868)	生鮎60疋、焼鮎115疋、小堀手代衆へ118疋献上

「辻健家文書」16-3より筆者作成

嘉永六年

丑七月六日

小堀勝太郎様

御役所

(山国郷禁裏御料七ヶ村代表者四名略)

最初の傍線部にあるように、神吉上村が鮎漁について代官所へ運上を納めていたことを理由に、七ヶ村側は釣り道具を没収したことのみならず、漁を中止させようとしたこと自体についても同村の過失とされた。

そのことは、今後の鮎漁についての取り決めにもよくあらわれていた。二つ目の傍線部に示された今後の鮎漁についての取り決めは、①本年については七月二十日まで神吉上村による掛釣漁を禁止する、②来年以降の掛釣漁は、その年の登り鮎の状況を踏まえながら神吉上村・七ヶ村の間で熟談し、双方の鮎漁に差支えが出ないようにする、というものであった。条件付きではあるが、七ヶ村名主もまた神吉上村による掛釣漁の継続を容認したのである。

## 6. その後の動向

こうして、寛政期に形成され、文化期頃に地域社会にも認知された七ヶ村名主の大堰川筋での鮎漁に関する特権(優先の漁業権)は、嘉永六年に大きく後退することとなった。とはいえ、先掲の【表一】を見ればあきらかなように、嘉永六年以降の網役献上数は明治期に至るまでおおむね順調であり、下流での掛釣漁継続は網役への深刻な障害にはならなかったといえる。

だが、その一方で、七ヶ村名主による鮎の献上行為には、ある重大な変化が生じていた。神吉上村との間で争論が生じた正にその嘉永六年という年より、京都代官所への鮎献上が新たに行われるようになったのである。

【表二】は、代官所への鮎献上数を一覧したものである。献上相手が細かく記載されている場合もあれば、「小堀様」などという形で代官所全体への献上数しか記されていない場合もあり、献上対象が時期ごとに変化したのかどうか

釣の継続を認め来年以降は中止とする」という案と正反対の提案である。困った七ヶ村名主達は同日七ツ刻に上記三名で亀屋を訪れて交渉したが、提案の変更には応じてくれなかった。

翌六日早朝、敬助・嘉左衛門の両名で林田式之助宅を訪れ内済の条件について意見を求めたところ、林田からは「当年ハ是迄之通り来年ハ熟談ノ上取締リ可致」との提案がなされる。条件つきながら掛釣漁を翌年以降も継続させることを主張しているのであり、これは神吉上村側寄りの意見といえるであろう。

## 5. 内済

同日の朝食後、定助・嘉左衛門の両名が亀屋を訪問し、神吉上村側と最後の交渉を行った。その結果を踏まえ作成されたのが次の文書である<sup>26</sup>。

### 乍恐口上書

一、丹州桑田郡神吉上村役人共今郡山国塔村庄屋敬助、年寄文左衛門江掛ヶ鮎漁妨候段先月廿六日急訴申上候付、同廿九日右敬助、文左衛門御召出ニ相成御聞糺御座候処（中略）先月廿一日川筋見廻り候節神吉上村之者共掛針漁いたし候を差留漁道具等持帰り候旨申上候得共、神吉上村之儀者年々御運上相納鮎漁致候を御役所へ御届も不申上差留、殊二釣竿、桶等持帰り候義御差当就而者段々御理解之趣恐入奉感伏罷在、神吉上村之儀も御所御用鮎調進ニ不差支様可仕旨御理解も御座候ニ付恐入、双方差支無之様示談仕度郷宿ニて種々及対談候処、漁り道具之儀者帰村次第塔村分持参差戻し、神吉上村当年鮎漁之儀者御霊会塩鮎調進ニ不差支様來ル廿日迄釣漁り差控へ、翌廿一日今当年中勝手次第第漁致し、来イ寅年今者掛針漁り之儀者登鮎之年柄ニ今前広穩ニ及熟談、双方漁ニ差支無之様可仕筈和談相調ひ申候、然ル上者山国七ヶ村分奉調進上ヶ鮎御用無難ニ相勤、神吉上村におゐても御運上初鮎漁り稼差支無御座候付、則山国七ヶ村惣代共罷出熟談仕乍恐双方連印書附奉差上候間、何卒右済書之趣御聞届ヶ被成下候ハ、一同難有仕合可奉存候、以上

（神吉上村村役人三名略）

済に持ち込み、その上で掛釣漁のことについて改めて願ひ出るよう指示した。また、神吉上村側へも協議に応じるよう促すことを約束してくれた。このうち、二人は取締の穂積孫七宅も訪れ同じ相談を行ったが、釣り道具の没収については「山国かさつ之仕方」としてやはり理解は得られなかった。自分達に非はないとする七ヶ村名主側の主張は、代官所関係者には一貫して受け入れられなかったのである。

#### 4. 神吉上村との交渉

三日、文左衛門と二日夜に上京してきた定助が神吉上村の宿・亀屋へ赴き、一連の問題について協議をはじめた。七ヶ村側は、まず釣り道具没収の件については七ヶ村の非を認め謝罪するので内済してもらい、鮎漁の問題については後日改めて協議したい旨を伝えた。

翌四日早朝、神吉上村の者三名が返答のため七ヶ村側の宿・若狭屋を訪れた。彼らは、釣り道具没収の件を先に内済とするのには応じがたいとし、掛釣漁の問題を先に協議することを求めてきた。これに応じた文左衛門・定助は、掛釣漁を中止してほしい旨を改めて伝えたところ、神吉上村の者達からは、網漁は慣れているので掛釣を中止すれば運上銀を上納できなくなってしまう、とはいえこのまま掛釣を続けられることはそちらも嫌であろうから、熟慮の上で再度意見を出してほしい、との返答があった。そこでその場を一端引き取り、同日八ツ半刻に彦六・定助・嘉左衛門の三名で再び亀屋に赴き、本年は掛釣の継続を認め来年以降は中止とする、との提案を行った。神吉上村の者達は熟考の上で返答するとし、その日の協議は終了した。

翌五日早朝、彦六・嘉左衛門の両名が林田式之助宅を訪ねると、神吉上村の者達、それに取締の穂積孫七が既に同宅に来訪していた。彼らの退出後に再度訪問して林田に力添えを依頼したところ、神吉上村に内済を勧めることを改めて約束してくれた。朝食後、彦六・定助・嘉左衛門の三名で亀屋に赴いたところ、ちょうど同村役人が代官所に呼び出された時だったので宿に戻った。昼前、神吉上村村役人達が若狭屋に来訪し、内済の条件として、本年のみ掛釣を中止し来年以降は掛釣を自由とする、との案を示して亀屋に戻った。これは、四日に七ヶ村側が示した「本年は掛

題について、以下のような弁明を行っている<sup>25</sup>。

(前略) 私共重頭之引合仕形等決而不仕、右村方二おゐて是迄通之網等二而漁候義者私共聊差支無之候得とも、新規二掛針を以漁候義者相止呉候様穩二引合仕候得とも、前段申上候通強氣申張、此度存外偽之義とも申立出願仕候得とも、山国七ヶ村之義名主共往古分(平出)替裏御所様江例年御用鮎調進仕来候儀二付而者川筋二おゐて差支仕義者決而難成段川下淀迄川添村々承知罷在候儀二而神吉上村迎も能相弁、別而当春已来周山村役人共分掛針漁之義相止候様申達之趣も乍相心得不相止強丈申立右体之御願仕候段、何とも難得其意乍恐奉存候、右村之義者同御支配二候得者、たとひ他領之もの新規掛針漁不相止候ハ、俱々申諭差留呉可申候処、無其儀而已ならず御料御私領一同相止候二神吉上村強丈申立候段甚以難相濟不実千萬ニ奉存候(以下略)

まず、鮎漁に関しては、網を使うなどの従来の漁法ではなく、掛釣という新規の漁法を行うことに問題があるのだとして、鮎漁自体を制限しているのではないことを強調する。その上で、傍線部にあるように、①網役の妨げとなるようなことは行つてはならないというのは大堰川下流の村々では周知のことであり、そのことは神吉上村も当然認識しているはずである、②御料私領にかかわらず掛釣漁を中止しているにもかかわらず神吉上村だけが強情を申し立てるのは不実千万である、と述べる。網役を根拠とした名主達の特権意識が如実にあらわれており、非常に興味深い。しかし、この弁明書に対し代官所役人達は「書付にハ如何様共書候」とほとんど取り合わなかった。それどころか、代官所の指示もなのまま釣り道具の没収まで行ったのは「不埒」であると七ヶ村側を責め、今一度神吉上村側と熟談するよう求めてきたのである。

翌二日早朝、敬助、文左衛門の二人が林田式之助宅を訪れ、釣り道具没収の経緯についていま一度弁明を行う。彼らは、本年四月に代官所元締の一人である小田彦兵衛に掛釣漁への対応について仲間の彦六と定助が内々に相談したところ、「熟談仕聞入不申候ハ、獵道具取上ケ可申様」との仰せがあり、六月にも小田にそのことについて改めて確認を行った、と伝えた(この話の真偽は不明である)。これに対し林田は、小田自身は昨日の元締による評議での中で「山国申分甚以不埒仕方」と述べていたことなどを伝えた上で、まずは神吉上村と協議して釣り道具没収の件を内

## 2. 神吉上村の反発

敬助、文左衛門の兩名は周山村六左衛門に没収した釣り道具を預け、今後の対応について相談した。六左衛門の提案により、神吉上村の篠山藩領分については今後六左衛門の方で対応し（周山村が篠山藩領だったことによる）、七ヶ村は神吉上村京都代官所支配領（旗本領）の村役人と交渉することとなった<sup>24</sup>。二三日、書状を送り塔村への来訪を求めたところ、即日で返事が到来する。そこには次のように記されていた。

（前略）当廿一日御当地々鮎惣代と申兩人川端へ御出被成（闕）御所御用申立当村鮎胤師諸道具一式取上候趣如何之御心底難斗候、此義承度候間右品物御持参ニ而御使帰着次第御役人御出可被下候（以下略）

神吉上村側は釣り道具の没収を問題視し、自分達が行くのではなく、七ヶ村側が道具を持参して神吉上村まで来るように求めてきたのである。「御所御用申立」という表現からは、網役を根拠に大堰川筋鮎漁における自己の特権を当然のものとする七ヶ村側の態度に不満を抱いている様子が窺える。

七ヶ村側が対応を協議していた二七日、今度は京都代官所より「廿九日朝五ツ時」に出頭を求める差紙が到来した。神吉上村が七ヶ村を代官所に訴えたのである。釣り道具の没収という七ヶ村側の行為が、予想もなかった問題へと発展したのであった。

## 3. 代官所役人との交渉

差紙の到来を受け、七ヶ村から敬助、文左衛門、嘉左衛門、安左衛門の四名が二九日朝五ツ刻に代官所に出頭した。四ツ半刻、四名は代官所西御白砂にて神吉上村より出された願書を読み聞かせられ、釣り道具没収の真意について尋問された。その際、四名は神吉上村が京都代官所に鮎漁についての運上銀を上納していた事実を知ることとなる。同村が強気の対応を取ってきたのは、この事実があったためであった。

四名がその場で弁明を行ったところ、代官所役人の林田式之助は文書として提出するよう求めてきた。そこで四名は過去の記録類なども調べながら、六月晦日までに文書を作成、翌七月一日に代官所へ提出した。文書では今回の問

り候二付文左衛門、定助罷出候処、折節庄右衛門殿留主中ニ而御子息へ右鮎掛差留之儀頼置帰り候事、上世木  
 八此俣相止申候、然ル所同廿日神吉上村大勢山間へ出掛釣いたし候趣栗生谷村久五郎申参り候二付、翌廿一日  
 塔村敬助、文左衛門兩人罷越山間川筋見廻り候処、神吉上村之者笹山領之もの（四名名前省略・筆者注）、小  
 堀下之者（五名名前省略・筆者注）メ九人、右之人数名前書印内四名道具預り持帰り候、

七ヶ村は近年、年番の者が四月初旬より大堰川下流域を見廻り、鮎登りに支障がないかどうかを確認していた。五  
 月八日、宇津村浅次郎、栗生谷村久五郎の兩名より神吉上村の者が大勢で「掛釣」（掛針を用いた漁法）を行って  
 るとの情報提供があったので、十三日に塔村文左衛門と下黒田村善次郎が周山村六左衛門に相談したところ、同人よ  
 り神吉上村庄屋儀左衛門へこの件について話をしてくれることとなった。七ヶ村は以前より神吉上村による掛釣鮎漁  
 の禁止を京都代官所へ願ひ出ていたものの、代官所の方からは特に返答もなかったという。

一か月ほどのちの六月十日、十一日に入つた情報によれば、新たに船井郡上世木村でも掛釣鮎漁の実施が確認され、  
 また神吉上村庄屋儀左衛門は村内の住民を治めることができず、掛釣鮎漁は依然として行われているとのことであ  
 る。上世木村の鮎漁については、塔村の文左衛門、定助が同村に赴き中止させた。一方、神吉上村については同二十  
 日に大勢の者が山間で釣りを行っているとの情報もたらされたため、翌二二日に塔村の敬助、文左衛門の兩名が現  
 地に向かい、その場にいた計九名の者の名前を聞き取り、さらにその中から四名の者の釣り道具を証拠として没収し  
 た。

以上が、神吉上村との争論の発端である。ここで七ヶ村名主達は単に掛釣鮎漁の中止を求めただけでなく、一部の  
 者達の釣り道具まで没収しているが、これには先例があった。寛政五年（一七九三）、船井郡水所村の住民が行つて  
 いた、洪を川に流しその上に石灰・燐燐を撒いて魚を浮かび上がらせるといふ漁法が網役の妨げになるとして七ヶ村  
 が京都代官所に同村を訴えた際にも、七ヶ村は同村の住民から上記漁法の道具を取り上げていた。七ヶ村の側からす  
 れば、釣り道具の没収は先例のある、その意味において別段問題のない行為だったのである。<sup>23</sup>

近世社会の中でどれだけ強固なものとなり得たのか。次章で検討していくこととしたい。

### 三、嘉永六年、桑田郡神吉上村との争論

嘉永六年（一八五三）、七ヶ村と桑田郡神吉上村との間で鮎漁をめぐる争論が起った。この争論が従来のもものと異なるのは、七ヶ村が訴えるのではなく相手側に訴えられたこと、そして内済時の取り決めも含め、七ヶ村側が一貫して不利な状況に置かれた、という点である。「日並帳」と題された本争論に関する記録<sup>22</sup>を基に、以下に検討していこう（以下、本章の内容は特に注釈のない限りすべて同文書による）。

#### 1. 発端

まずは、争論の発端について見ていくこととしよう。

一、例年小鮎登り精々世話致来り候、近年無数ニ候付小堀様（闕）御役所（京都代官所・筆者注）を段々御献上出精可致やう被（闕）仰渡候二付、当番小鮎登り差支無之精々心掛ケ罷居候処、川下モ殿田ことじの浜二うなき入小鮎を汲候趣相聞候二付、当年番ニ而塔村文左衛門、下黒田村善次郎、右両人四月八日彼地江罷越及相對、右うなき取払可致様熟談相調申候、翌日九日雨天ニ而傘村次ニ借用致し罷帰り候、其節宇津村之鮎掛候様御願ニ付承知致候而罷帰り候事、夫々五月八日宇津浮井浅次郎、栗生谷久五郎兩人神吉上村今大勢山間へ出掛釣いたし候趣申来り候二付、同十三日塔村文左衛門、下黒田村善次郎神吉へ出越候積りニ而周山へ行、六左衛門殿を頼ミ神吉へ書状附被下候やう相頼ミ候処、六左衛門殿、文之介殿御相談之上、神吉上村庄や儀左衛門殿へ右之次第を御熟談被下旨約定ニ而翌十四日罷帰り申候、其後六月十日又候上世木村今鮎掛いたし候趣右宇津兩人申来り候、則翌十一日塔村文左衛門、定助上世木へ罷越候節周山村伝吉へ立寄右神吉之振合相尋候所、神吉上村庄や儀左衛門表向ハ掛釣差止メ之儀ハ承知いたし候得共村方納兼候与内々伝吉殿へ被申候事与承り、夫々上世木へ罷越候処、前十日塔村敬助殿今鮎掛之儀ニ付年番之者罷越候趣之書状被遣候、其書状則庄右衛門殿へ参

つでも鮎漁を中止することを約束する——大要以上のことが記されている。

運上を上納することで代官所の後ろ盾を得ようとした佐切村・越方村に対し、代官所側は諸方面に差支えが生じないように注意することを求めた。代官所がかねてより七ヶ村の網役のことを両村に伝えていたという事実を踏まえるならば、この諸方面に差支えが生じないように、という配慮には、七ヶ村のことが念頭に置かれていたと見るべきである。その結果両村は、網役に支障を来さないようにすることを七ヶ村に約束せざるを得なくなったのである。ここでも、代官所の存在が網役に伴う特権を維持する上で重要な役割を果たしている。代官所は、自らに運上を上納しようとする者よりも、一定の慣例がある支配領住民による天皇・朝廷への献上行為の円滑な実施の方を優先したのである。

以上、三つの事例を見てきた。いずれの争論・申し合わせにおいても、七ヶ村は網役を理由に自己に有利な裁定・取り決めを結ぶことに成功している。ただし、栃本村、築山村との争論において見られたように、七ヶ村が直接交渉を行った際には、いずれも相手村を説得・納得させることはできなかった。このことは、網役それ自体には、七ヶ村名主達の大堰川鮎漁についての特権を保障するだけの權威性が備わっていなかったことを示しているといえる。

七ヶ村が自己に有利な裁定・取り決めを結ぶことができたのは、京都代官所の存在があったからである。禁裏御料や畿内の旗本領を管理するこの幕府の広域支配機構の介在・後押しがあつて、七ヶ村名主ははじめて網役に伴う特権を地域社会に認めさせることができた。残存する史料を見る限り、網役の特権をめぐる他村との争論は、特権が代官所に認められた寛政期から文化期の間に頻発したのち、急速に数を減らしていく<sup>2)</sup>。網役に伴う特権は、相次ぐ争論、そしてその度ごとに代官所の介入で七ヶ村側に有利な裁定・取り決めが結ばれることで、地域社会の中に認知されていったといえるであろう。

以上のことは、網役に表象される天皇・朝廷の權威が、次第に地域社会の中に浸透・定着していった、というように理解することもできる。しかし、京都代官所の介在・後押しがあつてはじめて定着・浸透したその權威なるものは、

一札

一、当両村之儀川添村ニ付是迄夏之内鮎漁りも致来候得共村方仕来而已ニ而ハ指支候義御座候故、此度御支配所小堀中務様御役所へ鮎漁御運上差上度奉願上候処、諸向指支無之哉御糺之上何ヶ年季ヲ以鮎獵運上被仰付候、然ル処川上村ニ而其御村方御名主中從往古(平出)禁裏様へ御用鮎被猷候御大切之儀兼て御支配所御役所ニも被仰渡奉畏罷在候故、聊以登り鮎差支へ等致間敷候、尤登り鮎之節日限ヲ以獵留等者不申及、其余登り鮎指支と相成儀決而致間敷候、萬一後年ニ至り御運上銀申立心得違之者有之其御村々方御名主中分御察当不相用候ハ、仮令願上候年限中御運上致上納候ニ不相抱御差凶次第何時ニ而も鮎獵相止メ、其時一言之違背申間敷候、為後念一札差入申処依而如件

丹波船井郡佐切村

文化九申年四月日

(村役人三名略)

同 越方村

(村役人三名略)

禁裏様御料

山国七ヶ村

御名主中

佐切村・越方村両村は以前より夏季に鮎漁を行っていた。しかし、「村方仕来」だけでは差支えのある事態が生じた(おそらくは、他村との間で問題が生じたのであろう)ため、京都代官小堀正徳へ鮎漁に関する運上の上納を願ったところ、諸方面に差支えが生じないかどうかを吟味した上で年季を定めて上納するように、との仰せがあった。七ヶ村の名主達が御所へ鮎献上を行っていることは代官所からもかねてより知らされているため、一定期間は鮎漁を行わないようにするなど、鮎登りに支障が出ないように十分に配慮したい。もし後年に運上銀上納を盾に取る心得違いの者が現れ、七ヶ村の言うことを聞かないようなことがあれば、たとえ運上の上納期間中であろうと指示があればい

切れ込みが生じたので、その切れ込みをそのままとし、さらに筏通行用の水路を四間半に広げかつ蛇籠を一つ取り払うことを提案してきた。これに対し私達からは、筏通行用の水路は流れが強く鮎が登れないので、蛇籠を切れ込みになぐ形で四間半分抜いてほしいと頼んだ。築山村はこれに快く応じてくれ、後日確認しに来るように、とまで言ってくれた。ところが、二八日に井堰を確認しにいったところ、切れ込みのところには蛇籠が二重に差し入れられていた上、横木なども新たに加えられている。驚いて築山村の村役人達を問い詰めたが、不分明のことばかり述べるので、大いに難儀した。さる巳年にもこの井堰のために鮎が登ってこないことがあり、その際には上久世木村よりたつての願いで鮎止めをしていたが直ちに取らうこと、今後はこのような心得違いはしないことを約束してくれた。網役を務めるのに非常に難渋しているので、右の者達をお糺しの上、網役を妨げないよう仰せ付けてほしい。

再願書を受け取った京都代官所は、七ヶ村、築山村双方の代表者を呼び出し、再度の話し合いを指示した。三日後に会合した両者は、①切れ込みのところになぐ形で蛇籠を五間半取り払い、鮎登りの水路を設ける、②それでも鮎登りに支障がある場合は蛇籠を堰の下に入れて水の流れを穏やかにする、という七ヶ村側が当初要求していた以上の内容を取り決め、代官所へ済口証文を提出した。

この築山村との争論も、先に見た栃本村との争論と同様の展開を辿っている。すなわち、まず七ヶ村から直接鮎登りのための井堰取り払いを願うも聞き入れてもらえず、京都代官所へ出願することで相手側に井堰改築を約束させる、という流れである。網役は依然としてそれ自体で相手側を説得・了承させるだけのものとはなっておらず、代官所を介することによってようやく目的を達成することができたのである。

### 3. 文化九年、船井郡佐切村・越方村との申し合わせ

文化九年（一八〇九）、山国禁裏御料七ヶ村と船井郡佐切村・越方村の二村との間である申し合わせがなされた。以下の史料は、その際に佐切・越方両村から七ヶ村宛に出された文書である。

な状況のため、本年の網役が充分に務められるかどうか心もとない。このことを小堀様より御所表へ伝えてほしい。

以上の歎願に対し京都代官所は、七ヶ村に対し今一度栃本村に懸け合い、なおも栃本村が頓着しないようであれば代官所の方で取り扱うと返答した。代官所からの後押しを受けて意を強くした七ヶ村は、早速栃本村に赴いて再交渉を行う。その結果、栃本村側は自分達の非を全面的に認めた上で、多くの費用を費やしてしまっているので現行の堰の形をとどめたままで鮎登りに支障がないよう工夫をすること、もしそれでも支障があるようであれば以前の砂堰の状態に戻すこと、以上二点を一札として提出した。

右に見たように、争論自体は七ヶ村側に有利な形で解決しており、その意味で網役を務めているという事実は、彼らの主張を栃本村に認めさせる上で有効に作用したといえる。とはいえ、では栃本村の住民達が井堰の改修を考へざるを得ないほどに網役という行為に権威性が看取されていたかという点、決してそうではない。あえて原文で引用した「高が私共風情之相頼候儀」という七ヶ村側の表現に象徴されているように、栃本村は鮎漁の一定期間中止を七ヶ村側が直接依頼した際には、取り合おうともしなかったのである。栃本村がその後自分達の非を認め、鮎登りに支障が出ないための工夫を行う約束したのは、京都代官所が七ヶ村側の後押しをする動きを見せたからであった。網役に伴う特権は、その役自体の希少性や権威によってではなく、京都代官所という支配機構の介在によって守られたといえるであろう。

## 2. 文化七年、山城国乙訓郡築山村との争論

文化七年（一八〇七）三月末、七ヶ村は京都代官小堀正徳に山城国乙訓郡築山村の井堰取り払いについての再願書を提出した（最初の願書については不明）。その内容はおおよそ以下の通りである。

先日来お願いしている築山村区域内の井堰の取り払いに關し、さる二六日に代官所が同村の者を呼び出し七ヶ村と話し合うよう指示してくれたので、同村の者達と対談することができた。彼らは、先日の洪水で井堰の東側に

村落とのいくつかの争論の分析を通じ、当該時期の畿内地域社会における天皇・朝廷權威の特質について検討していくこととする。

### 1. 宇津郷栃本村との争論

文化六年（一八〇六）四月、七ヶ村は京都代官小堀正徳に宛てて一通の歎願書を提出した。桑田郡栃本村村域内を流れる大堰川に設けられた井堰が鮎登りを妨げ、網役に困難が生じていることを訴えたものである。以下に歎願書の内容を要約してみよう（以下、本章の内容はすべて「辻健家文書」十六一による）。

例年は三月に入ると山国郷域にも小鮎が登ってくるようになる。当年は三月下旬になっても鮎が確認できなかった。大堰川を下流から調べていったところ、栃本村の中に作られた新堰が鮎登りを妨げ、また同村および近隣の中地村、栗生谷村、浮井村の住民が鮎漁を行っていた。そこで、四ヶ村に対して四月一日から十五日まで鮎漁を中止するよう要請したものの、「高が私共風情之相頼候儀」ではまったく聞き入れてもらえず、その後も山国郷域には鮎が登ってこない状況が続いている。栃本村の新堰は、宝暦年間に谷田に水を引くために堰を設けたいと栃本村側から話があったもので、鮎登りや筏通行の妨げにならないよう砂堰にすることを約束してくれていた。ところが、その後、栃本村は堰周辺に広大な田地を開発し、堰もいつの間にか柴堰へと勝手に変えてしまいい、鮎登りと筏通行に支障が出はじめた。加えて、さる寅年にあった洪水後、小出信濃守様（園部藩主小出英筠）が普請料を下付したことにより、それ以前よりもさらに嚴重な井堰が作られ、飛び鮎でさえも堰を越えられないようになってしまった。それ以来、毎年新堰まで赴き、栃本村の村役人に頼んで鮎登りの水棚を仕掛けているが、我々がその場にいる時しか効果がなく、網役を務めるのが困難となっている。四ヶ村は鮎を京の魚棚へ売って儲けているのに私達は網役を満足に務めることすらできず、非常に迷惑している。この件で栃本村に対しては改めて強く訴えたものの、栃本村一村の都合だけで作ったものではないとして、再び拒否されてしまった。本当に信濃守様が命じたものであるかどうか怪しんでいるが、私たちからはそれ以上のことは言えなかった。以上のように

存候得共、生鮎二而八遠方之儀故鮎損し候而（闕）御所様迄難相届奉存候間、去年之通り塩鮎二而奉差上度、此段御願奉申上候（以下略）

通常、献上のための鮎漁は七ヶ村で一村ごとの担当時期を決め、網株を持つ各村の名主が中心となって鮎を取り、それを御所へ献上していく、という形を取っていた（傍線部①）。献上時期は、六月の下旬から八月初頭の一ヶ月弱である<sup>15</sup>。一村ごとの漁が不調であった場合、全村共同での鮎漁を行う（傍線部②）。それでもなお不調であった際には、遠方まで出向いて漁を行い、鮎の確保に努めた（傍線部③）。以上の手順を経てもなお十分な量が取れない場合は、他の村々や京都の魚棚で鮎を購入し献上する<sup>16</sup>、歎願書を提出しその年の鮎の献上数についての配慮や免除を願う<sup>17</sup>、などの方法が取られた。

網役は慶応三年の王政復古クーデター↓幕府廃止後も継続されたが、その性格には大きな変化が生じている。明治二年（一八六九）八月四日、七ヶ村惣代が御所の用度司に呼び出され、明治元年の献上鮎の「料物」として金子五千疋が下賜された。この明治元年以前の献上において、御所の側から料物が支払われた事例は管見の限り存在しない。つまり、明治元年以降の網役は、献上ではなく事実上の買い上げへと形式が変更されたのである。戊辰戦争も終了し、天皇を頂点に据えた新たな統治体制の確立が目指されている中で、特定地域の人々と天皇とのつながりは解体されるべきものと判断されたのである<sup>18</sup>。献上は翌明治三年まで続けられ、四年より廃止された。四年八月十五日に地方産物の政府への献上禁止を命じる太政官布告が出されており<sup>19</sup>、それを受けてのことと考えられる。

## 二、文化年間における七ヶ村と大堰川下流域村落との争論

前章で見たように、七ヶ村は可能な限りの手段を用いて網役の継続に努めていた。その背景には、網役を務めることよって鮎の優先的漁業権を確保し、鮎の市場への販売を継続的に行っていかうとの思惑があったのであるが<sup>20</sup>、では、かかる彼らの思惑は、近世期を通じ貫徹できたのであろうか。本章では文化年間に生じた七ヶ村と大堰川下流

【表一】 網役による御所への生鮎・塩鮎献上数一覧

年	生鮎	塩鮎	年	生鮎	塩鮎
寛政11年 (1799)	60	400	天保13年 (1842)	332	430
寛政12年 (1800)	790	400	天保14年 (1843)	931	400
享和元年 (1801)	460	400	天保15年 (1844)	1,084	400
享和2年 (1802)	739	400	弘化2年 (1845)	841	400
享和3年 (1803)	495	400	弘化3年 (1846)	481	210
文化元年 (1804)	264	400	弘化4年 (1847)	696	400
文化2年 (1805)	200	400	嘉永元年 (1848)	751	400
文化3年 (1806)	334	400	嘉永2年 (1849)	1,091	400
文化4年 (1807)	291	400	嘉永3年 (1850)	120	400
文化5年 (1808)	481	400	嘉永4年 (1851)	194	400
13年分記載なし			嘉永5年 (1852)	153	363
文政5年 (1822)	366	記載なし	嘉永6年 (1853)	1,537	400
2年分記載なし			嘉永7年 (1854)	63	220
文政8年 (1825)	1,090	410	安政2年 (1855)	1,321	400
文政9年 (1826)	1,328	430	安政3年 (1856)	50	150 (焼鮎)
文政10年 (1827)	1,140	415	安政4年 (1857)	記載なし	
文政11年 (1828)	記載なし		安政5年 (1858)	1,062	440
文政12年 (1829)	0	215	安政6年 (1859)	1,170	440
文政13年 (1830)	532	400	万延元年 (1860)	876	440
天保2年 (1831)	62	154	文久元年 (1861)	1,357	450
天保3年 (1832)	230	230	文久2年 (1862)	1,076	468
天保4年 (1833)	12	208	文久3年 (1863)	1,434	430
天保5年 (1834)	1,247	430	元治元年 (1864)	1,064	580
天保6年 (1835)	260	400	慶応元年 (1865)	1,049	500
天保7年 (1836)	113	230	慶応2年 (1866)	822	500
天保8年 (1837)	794	415	慶応3年 (1867)	1,427	420
天保9年 (1838)	1,030	400	慶応4年 (1868)	622	420
天保10年 (1839)	1,076	421	明治2年 (1869)	535	455
天保11年 (1840)	920	420	明治3年 (1870)	423	440
天保12年 (1841)	984	400			

「辻健家文書」16-1、16-3より筆者作成

一、寛政十一年～明治三年の鮎献上の動向

【表一】は、寛政十一年（一七九九）から明治三年（一八七〇）までの間に七ヶ村から禁裏御所へ献上した生鮎と塩鮎の数を一覧したものである。文化六年（二八〇九）～文政四年（一八二二）の十三年間、それに文政六年、同七年、同十一年、安政四年の献上数が不明なのが残念であるが、十九世紀における網役のおおよその動向を掴むことは可能であろう。

元々、山国から御所へ献上される鮎は生鮎だけであった。しかし、様々な理由により山国郷への登り鮎が次第に減少してくると、生鮎の御所への献上も困難となってくる。鮮度上、生鮎は保存が不可能だからである。そこで、寛政十年より、生鮎を少数しか献上できない場合、保存が一定期間可能な塩鮎を代替として献上するようになった<sup>10</sup>。このように、当初塩鮎は生鮎の代替にすぎなかったのであるが、やがて朝廷において塩鮎自体の需要が高まると<sup>11</sup>、生鮎・塩鮎双方の献上が要請されるようになったのである。

献上数の推移を見ていこう。まず、塩鮎は四〇〇疋献上というのが一つの目安とされており<sup>12</sup>、この数字は【表一】の全期間を通じおおよそ守られていた。これに対し生鮎の献上数は年により大きく異なった。かかる状況を理解してのことであろう、御所の方でも生鮎については数の基準を特に設けなかった<sup>13</sup>。全体的な傾向としては、寛政末年から天保初年は献上数が不安定であったのに対し、天保中期以降は嘉永期を除いて高水準で安定し、献上数が千疋を超えるのも珍しくなくなる。

ただし、献上数が多いからといって、山国郷内での鮎漁が豊漁だったとは限らない。ここで、寛政十一年に七ヶ村が生鮎の代替として塩鮎の献上を願った（この史料自体が、この頃には塩鮎献上が慣例化していなかったことの証左となる）文書を見てみることにしたい<sup>14</sup>。

一、御用鮎之御義、先達而茂以書附御願奉申上候通り例年之通りニ壺ヶ村ツ、之人数ニ而漁リ候而ハ一向鮎上リ不申候二付、七ヶ村打込ニ仕候而随分出精仕候而も全体近廻リニハ甚無数候得者、遠方江出在仕候而漁リ奉差上度奉

ならない」との見解を提示しているが<sup>8</sup>、そもそも、ここでその存在を自明の前提とされている天皇・朝廷の権威とは、一体何なのか。冒頭で触れたように、近世社会には天皇・朝廷と何らかの関係性を築くことで自己に有利な状況を作り出そうとする者・社会集団が広範に存在していたが、そのほとんどの場合、天皇・朝廷と関係性を築くことそれ自体が彼らの目的だったのではない。関係性を構築することで何らかの権益を制度的・社会的に保障されたがゆえにこそ彼らは天皇・朝廷への接近を図ったのであり、その意味で、権益が保障されることによってはじめて天皇・朝廷は人々の権威たり得たのである。とすれば、問われるべきは権益を保障したものが何であったのか、という点であり、そして、それが近世社会の展開の中でどのように推移していくのかを検討することによってはじめて、当該時期における天皇・朝廷権威なるものの位置を掴むことができるであろう。

検討の対象とするのは、丹波国桑田郡山国郷十二ヶ村のうち、禁裏御料であった鳥居・井戸・塔・小塩・上黒田・黒田宮・下黒田の七ヶ村（以下、七ヶ村と略記）に居住する「名主」（みょうしゅ）と呼ばれる人々が中心となっており、毎年六月から八月の時期にかけて行っていた「網役」という鮎の禁裏御所への献上行為についてである。この網役については、既に山崎圭氏が十八世紀を中心に分析を行い、①網役は十七世紀においては山国郷の本郷八ヶ村（鳥居・塔・井戸・下・辻・中江・比賀江・大野の八ヶ村）居住の名主が中心となり行っていたが、宝永二年（一七〇五）に先述の七ヶ村が禁裏御料に編入されたことで網役も七ヶ村を中心に行われるようになったこと、②寛政四年（一七九二）に七ヶ村名主達が鳥居村の平百姓達を不正な鮎漁・鮎献上を行っていたとして京都代官所へ訴え、その過程で七ヶ村名主達の「大堰川鮎漁における特権（鮎の優先的漁業権）」が代官所に承認されるに至ったこと、③文政初年に山国郷十二ヶ村名主が禁裏御料・私領一体で網役を行うことを企図すると、枝郷である小塩・上黒田・黒田宮・下黒田の四ヶ村の名主や本郷八ヶ村の平百姓がこの動きに反発し、郷内における名主の地位自体が危うくなったこと、以上三点を指摘している。このうち、本稿の課題から見て重要なのは②である。京都代官所に承認された七ヶ村名主達の「大堰川鮎漁における特権」は、その後どのような形で維持、あるいは変化していくのか。文化期から嘉永期にかけての時期を中心に検討を加えていくこととする。

びつくことによって、近世社会における天皇・朝廷の浮上が直接的に王政復古や近代天皇制成立につながっていくかのようなイメージを一面において生み出すことにもなった。

以上のような研究動向（およびそれにより生じた歴史イメージ）に対し、「天皇・朝廷と社会の関係が十分問われないままに、政治過程から演繹的に天皇權威の浮上が説明されている嫌いがあるのではないだろうか」と批判し、近世社会における天皇・朝廷の位置づけを多角的に検討することの重要性を強調したのが上田長生氏である<sup>6</sup>。幕末維新畿内社会における陵墓管理・祭祀をめぐる動向を詳細に分析した氏の議論は多岐にわたっているが、その中で天皇・朝廷と社会・民衆との関係については、陵墓管理に積極的に関わろうとした村役人層・豪農商層の動きは一過性のものであり、その意味で彼らの動きは幕末という時代状況の中で天皇を一時的に權威として選択したにすぎなかったこと、こうした形こそが近世社会における天皇・朝廷權威と社会との関係性の実態であり、天皇をめぐる近代社会の動向はかかる近世期に固有の天皇・朝廷權威のあり方からは切れたところから展開されていく、との見解を提示している。

天皇・朝廷と社会の関係を多角的に問う必要性を説く氏の見解には、筆者も強く同意する。また、陵墓管理をめぐる村役人層・豪農商層の動きを、天皇を一時的に權威として選択したにすぎなかったと捉える上田氏の評価についても、筆者自身、本論文で事例とする丹波国桑田郡山国郷を対象に行った研究の中で同様の見解に到達しており、上田氏の主張を実証的に補強したといえる。現象的には古代から一貫して存在しているがゆえに超時代的に語られがちな天皇をめぐる議論に時代性・段階性を持たせていくためにも、近世天皇・朝廷と社会との関係性についての実態分析は今後もさらに深められていく必要があるであろう。

以上の研究動向に対する理解を前提に本稿で議論したいのは、天皇・朝廷權威なるものについてである。上田氏はその著書の中で、天皇・朝廷權威が浮上したかどうかという二者択一的な評価を乗り越えていく上で必要な作業として「いついかなる状況・場面で權威が浮上したのか（あるいは、浮上したかみえるのか）、どのような形態で權威やイデオロギーが受容されたのか、さらにはその後、そうした関係がいかに展開したのかを含めて問い直さなければ

## 近世後期地域社会における天皇・朝廷権威

— 丹波国桑田郡山国郷禁裏御料七ヶ村の鮎献上（網役）を事例に —

吉岡 拓

キーワード… 網役 天皇・朝廷権威 鮎 禁裏御料 丹波国桑田郡山国郷

はじめに

一九七〇年代以降、研究の進展著しい近世朝廷史研究の中で、天皇・朝廷と社会・民衆との関係について論じた研究も着実な成果を重ねてきた。そこでは、天皇・朝廷と出入・館入関係を構築、あるいは、官位の叙任、物品の下賜などを受けることで、自己を他者よりも社会的に有利な立場に置こうとする者（社会集団も含む）<sup>1</sup>、あるいは、直接的具体的な関係性を構築するには至らなくても、地域伝承や由緒書の中に天皇・朝廷との縁を挿入することで自己の希少性を強調しようとする者が広範に存在していたことがあきらかにされた<sup>2</sup>。その一方で、これらの研究成果は、十七～十八世紀と十八～十九世紀の二つの世紀転換期に幕府と朝廷の関係性に大きな変化が生じ<sup>3</sup>、とりわけ後者の時期における大政委任論の浮上<sup>4</sup>が、幕末期における天皇・朝廷の政治的浮上に論理的な根拠を与えたとする研究<sup>4</sup>、あるいは、幕末中央政局が勅許の獲得や大政委任の否定・再委任をめぐって目まぐるしく展開し、最終的には大政奉還・王政復古クーデターによる幕府の廃止という事態にまで至ることをあきらかにした幕末政治史の研究成果<sup>5</sup>と結